

「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」改正案

主な改正事項

- 以下についての標準例等を、これから作成する「P F I 事業民間提案推進マニュアル」で解説すること
 - ・ 公共施設等の管理者等の情報提供や体制整備
 - ・ 民間提案に必要な書類
 - ・ 民間提案に対する公共施設等の管理者等の具体の検討プロセス
- 公共施設等総合管理計画における情報の公開

ステップ 1. 事業の提案

1-1 P F I 事業の検討

(1) ~ (7) 略

(8) P F I 事業の検討においては、後述するように、法第 6 条に基づく民間事業者からの実施方針策定の提案がある場合を想定している。このような提案があった事業についても、積極的にこれを取り上げて、提案内容の公共性、ニーズ、優先順位等を評価し、P F I 事業として実施に移すことが適当かどうかについて検討することが必要である。また、地域活性化や地域雇用創出といった視点も踏まえつつ、民間事業者からの提案を促進するには、地域企業のノウハウ習得や地域人材の育成に向けた産官学金からなる地域プラットフォームの形成促進や事業遂行力向上のための管理者等のネットワークの創出等が有効であると考えられる。

1-2 民間事業者からの提案

民間事業者から管理者等に対し、P F I 事業として実施する事業についての法第 6 条に基づく提案、又は既に実施方針が出された事業に関する提案が行われ、管理者等による検討、評価の結果、提案内容の全部又は一部が採用され、所要の実施方針の策定又は変更が行われた上で、法第 7 条に基づき特定事業の選定(*1)が行われることが考えられる。

このように P F I 事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、民間事業者からの提案に関し、下記及び「P F I 事業民間提案推進マニュアル」に示す標準例等に留意して対応する。

なお、P F I 法に基づかない任意の提案（発案）についても、民間提案と同様、積極的に対応することが望ましい。この場合において、P F I 法に基づく民間提案か否かを管理者等と提案者の間であらかじめ確認しておくことが望ましい。

また、公的不動産の有効活用の観点からも、民間提案制度や民間の発案により民間の創意工夫を活用することが管理者等及び民間事業者双方にとって有益であると考えられる。

(1) 管理者等の情報提供・体制整備

- ① 民間事業者の提案に係る受付、評価、通知、公表等を適切に行うため、窓口の明確化や庁内検討体制を整備しておく必要がある。
- ② 民間からの提案を積極的かつ効率的に受け付けるため、管理者等から、今後事業として実施できる可能性のある事業一覧を短期計画や長期計画として公表することも考えられる。また、地方公共団体が策定する、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）(*2)において、公共施設等に関する情報を積極的に公開することも民間提案の促進には効果的である。
- ③ 民間事業者から情報提供について相談があった場合においては、有益な提案を促すため、P S C（Public Sector Comparator：公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値）算出の参考となる資料について、可能な範囲で適切に情報提供を行う必要がある。特に、既存の公共施設等に対する運営事業の民間提案を行う際に情報提供の要求がなされた場合は、当該公共施設等の過去の財務データや事業見通し等を提供することが望ましいと考えられる。
- ④ 情報提供については、上記②、③のほか、公共施設等の建設等に関する計画など、提案に必要なと思われる情報について、内容が明らかになった場合はHP等で広く一般に公開することも民間提案の促進のためには効果的であると考えられる。

(2) 民間提案に必要な書類

通常実施されている可能性調査の項目を踏まえ、以下の内容が基本であると考えられる。

① 特定事業の案

- ア 公共施設等の種類
- イ 公共施設等の設置に関する条件
- ウ 公共施設等の概要
- エ 公共施設等の維持管理・運営業務の概要
- オ 想定する事業スキーム
- カ 事業スケジュール
- キ リスク分担

※ なお、民間事業者の判断により、提案の時点で民間事業者が把握している法的課題（特定事業実施上の規制・制約等）を提出することも可能。

② 特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果

③ 評価の過程及び方法

- ア 支払いに関する評価の過程及び方法（独立採算型事業の場合は、事業の採算性の評価等）
- イ サービス水準に関する評価の過程及び方法

(3) 民間提案の検討プロセス

- ① 管理者等は、以下の点について検討することが必要である。
 - ア 当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性

- イ 提案の実現可能性
- ウ PFI手法を活用することの妥当性
- エ 財政に及ぼす影響
- オ 他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性
- カ その他（特段の事情がある場合、適宜考慮して検討を実施）

なお、アの検討により整備等の必要性がないと判断した場合には、その他の検討は不要である。

② 検討に際しては、以下の点に留意する必要がある。なお、必要に応じて、コンサルタント等を活用することも考えられる。

ア 知的財産~~(*3)~~~~(*2)~~の保護

イ 提案を行った民間事業者と対話の実施（ただし、当該民間事業者の過度の負担とならないよう配慮すること。）

ウ 提案を行った民間事業者への追加資料の提出の要請（ただし、当該民間事業者の過度の負担とならないように配慮すること。）

エ 業務の遂行に支障のない範囲内で可能な限り速やかに検討を実施すること。

オ 検討期間の考え方については、事業や管理者等の体制により異なり得るが、検討に相当の時間を要する場合（例えば、1年以上）は時期の見込を通知すること。

(4) 民間事業者の提案について、(3)の手続に従って評価し、当該提案を受けて実施方針を策定することが適当であると認めたときは、自らの提案による事業と同様に、実施方針の策定等の手続を行う。

(5) 提案に含まれる知的財産の保護

① 知的財産については、④の場合を除き、公表しないこと。

② 当該情報が知的財産に該当するか否かについては、客観的な一律の基準はないことから、公表の可否について判断が難しい場合は、管理者等と提案を行った民間事業者の双方で知的財産に該当する範囲を明確化し、公表について決定するとともに、当該事業者の権利その他正当な利益の保護に努める。

③ 提案の際に、知的財産に該当する情報について、当該提案を行った民間事業者に明示するよう求めることも考えられる。

④ 当該情報を公表しないと実施方針が策定できない場合は、当該情報を含む提案を行った民間事業者の了承を得た上で公表を行う。この場合においては、併せて、事業者選定の際に当該者に対して一定の評価を行うことを検討する。

(6) 民間事業者の提案を受けて、相当の期間内に実施方針を定める必要がないと判断した場合には、その旨及び理由を当該提案を行った民間事業者に速やかに通知する。この場合において、新たに民間提案を行おうとする民間事業者の参考に供することが適当と認められる場合その他特に必要があると認められるときは、当該民間提案の

ア 事業案の概要

イ 管理者等の判断の結果及び理由の概要

につき、当該事業者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意した上で、公表すること。

* 1 「特定事業」とは、公共施設等の整備等に関する事業で、P F I 事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

「特定事業の選定」とは、基本方針及び実施方針に基づき、P F I 事業として実施することが適切であると管理者等が認める事業を選定することをいい、選定された特定事業を「選定事業」という。

* 2 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について（平成 26 年 4 月 22 日総財務第 75 号）」

第二 総合管理計画策定にあたっての留意事項

総合管理計画の策定にあたっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適当である。

五 P P P / P F I の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討にあたっては、P P P / P F I の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

* 3 ~~* 2~~ 「知的財産」とは、高度な技術・ノウハウ、先進性・独創性の高いアイデア又は営業秘密を含む等事業活動にとって有用な情報であって、公表することにより提案を行った民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報をいう。